

児童扶養手当を受けている方は以下の制度が利用できます。

ご利用希望の方は申請手続きをお願いします。

種別	対象	必要書類	受付窓口
JR通勤定期乗車券の割引 (※1)	受給者・対象児童および扶養義務者 (複数人数発行可) 購入者が来庁してください	○児童扶養手当証書 ○申請者の身分証明書 ○印鑑 ○定期券を購入する方の写真 (たて4cm×よこ3cm・正面上半身の写真で、6か月以内に撮影したもの)	葛飾区役所子育て応援課 児童手当係【4階401番】 葛飾区立石5-13-1 03-5654-8298 (区役所代表電話) 03-3695-1111 内線2407・2408
都営交通無料乗車券の発行 都営地下鉄・都電・都バス・日暮里舎人ライナーのみ	受給者・対象児童および扶養義務者 うち1名のみ発行可 生活保護受給世帯は東・西生活課での申請です。本課で発行はできません。	○児童扶養手当証書 ○申請者の身分証明書 申請者が代理人(※4)の場合は上記に加えて○委任状(※5)が必要です	葛飾区役所子育て応援課 児童手当係【4階401番】 葛飾区立石5-13-1 03-5654-8298 (区役所代表電話) 03-3695-1111 内線2407・2408 郵送での申請はできません
水道・下水道料金の減免 (※2)	受給者名義の契約世帯	○児童扶養手当証書 ○印鑑 ○お客さま番号のわかるもの (請求書または「検針票」等)	東京都水道局葛飾営業所 葛飾区立石8-17-4 03-5671-3192 お客様センター 03-5326-1101
粗大ごみ等収集手数料の免除	受給者	○児童扶養手当証書 ○印鑑 粗大ごみ回収依頼時に「児童扶養手当受給者」である旨を伝えてください。	粗大ごみ受付センター 0570-099-799
区営自転車駐車場定期使用料の減額 (※3)	受給者および対象児童	○児童扶養手当証書	各区営自転車駐車場(置場を除く)に直接申請してください。 区公式ホームページ、または、わたしの便利帳に各自転車駐車場について記載しております。 下記、交通安全対策係はお問い合わせのみで申請は受け付けておりません。 【自転車駐車場に関するお問合せ先】 葛飾区役所交通政策課 交通安全対策係 03-5654-8386 (区役所代表電話) 03-3695-1111 内線3507~3509

(※1) 通勤定期の3割引になります。通学定期は割引になりません。

(※2) 水道料金は、基本料金と1か月あたり10m³までの従量料金の合計額、下水道料金は1か月あたり8m³までの料金が免除されます。

(※3) 半額になります。

(※4) 対象者以外の者は全て代理人になります。同一住所でも生計が異なる親族は代理人となります。ご不明な場合はご連絡ください。

(※5) 対象者が委任状を作成・記入をしてください。必要事項は作成日、委任者住所氏名、代理人住所氏名、委任事項です。

次頁以降に委任状の参考例を記載してありますのでご利用ください。

☆申込時に各種申請書を記入、および必要書類を提示する必要があります(申請書は各窓口にあります)。

☆「児童扶養手当証書」の有効期限は毎年10月31日です。11月1日以降の証書については児童扶養手当現況届を提出し、審査の結果、資格が継続すると確認がとれたからの発行になります。

☆年齢到達などにより資格が喪失したら、これらの制度は利用できなくなります。資格喪失と同時に、都営交通無料乗車券やJRの特定者資格証明書も使用できませんので、児童扶養手当証書とともに必ず返却してください。

(都営交通無料乗車券用の委任状参考例)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

委任状

私は下記の代理人に、次の事項に関する権限を委任します。

委任者

住 所 : 東京都葛飾区立石〇—〇—〇

氏 名 : 葛飾 太郎

電話番号 : 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

委任事項

都営交通無料乗車券の発行手続きに関すること
都営交通無料乗車券の受領に関すること

代理人

住 所 : 東京都葛飾区四つ木□—□—□

氏 名 : 葛飾 一郎

電話番号 : □□—□□□□—□□□□

年 月 日

委任状

私は下記の代理人に、次の事項に関する権限を委任します。

委任者

住 所 :

氏 名 :

電話番号 :

委任事項

都営交通無料乗車券の発行手続きに関すること

都営交通無料乗車券の受領に関すること

代理人

住 所 :

氏 名 :

電話番号 :
